

東弁24人第364号  
2012年12月21日

東京拘置所  
所長 亀田光生 殿

東京弁護士会  
会長 斎藤義房

### 人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり、勧告いたします。

#### 記

##### 第一 勧告の趣旨

申立人が、私費で購入した書籍「実録！極厚！刑務所での体験DX」（以下に「本件書籍」と略す）の閲覧許可を貴所に願い出た際、貴所が本件書籍の閲覧を不許可とした行為は、申立人の書籍の閲覧を不当に制約するものとして、憲法上保障された申立人の書籍を閲覧する自由を侵害するものである。

よって、貴所においては、申立人に対し本件書籍の閲覧を不許可とする処分を撤回するよう勧告いたします。

##### 第二 勧告の理由

貴所は、申立人が私費で本件書籍を購入し、その閲覧を申請したのに対して、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下に「被収容者処遇法」と略す。）第70条第1項1号に該当する内容があったことから、平成21年12月16日、閲覧を禁止した。貴所によるかかる閲覧禁止の処分について、当会は以下のとおりの認定をした。

##### 1 書籍の閲覧の自由について

およそ人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させて、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことができないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである。

したがって、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である書籍等の閲覧の自由は、憲法第19条、同第21条、及び同第13条によって保障さ

れるというべきである（最高裁昭和58年6月22日判決参照）。

よって、申立人が漫画である本件書籍を閲覧することも、かかる書籍の閲覧の自由に属するものとして憲法上保障される。

## 2 書籍の閲覧の自由の限界について

### (1) 「被収容者処遇法」における書籍等の閲覧規制について

しかしながら、かかる書籍の閲覧の自由も、絶対無制約の自由ではなく、刑事施設においては、被収容者の収容目的等の観点からの制約を受ける余地があるものといわざるを得ない。被収容者処遇法第70条1項も、かかる観点から、自弁書籍の閲覧が制限される場合につき規定している。

すなわち、被収容者がその書籍等を閲覧することによって、①刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるとき、②被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき、③被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるときにその閲覧を禁止することができることになる。

### (2) 申立人に対する書籍の閲覧規制の法的根拠について

申立人は死刑が確定しているため、申立人については上記①（被収容者処遇法第70条第1項1号）が適用されることになり、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」に書籍等の閲覧を制限することができることになる。

### (3) 書籍の閲覧の自由の限界についての判断基準

書籍の閲覧の自由は、刑事施設の被収容者にとっては一般社会に関する情報を得るための数少ない手段として格別の意味を有することになる。

したがって、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるとき」（被収容者処遇法第70条第1項1号）に該当するかの判断にあたっては、当該自弁書籍の閲覧を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被収容者の性向、行状、刑事施設内の管理、保安の状況、当該書籍の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲覧を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、書籍閲覧の制限の程度は、上記の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきである（最高裁昭和58年6月22日判決参照。この原則は死刑確定囚にとっても当然に厳守されなければならない）。

とりわけ、死刑囚を除く一般の受刑者は、拘置所あるいは刑務所に自弁の書籍の閲覧を禁止されたとしても、刑期を終え刑務所等を出所すれ

ばいずれ閲覧することも可能であるのに対して、申立人のような死刑確定囚は死刑の執行を待つ身であり、拘置所を出所することは予定されておらず、拘置所を出所すれば閲覧を禁止された書籍を閲覧できるわけではない。その意味で、死刑確定囚にとって、自弁の書籍の閲覧を禁止された場合、その処分が取り消されない限り、当該書籍を閲覧できないことを意味する。死刑囚に関する閲覧の自由に対する制限の程度を判断するにあたっては、この点を考慮する必要がある。

### 3 本件における「相当の蓋然性」の有無の検討

#### (1) 本件書籍の内容

本件書籍は、第三者の体験をもとに刑務所での生活を描写した漫画である。その分量は優に500ページを超えるが、39編の独立した短編から成る。

本件書籍の中で描写されている反則行為は、暴行、傷害、殺人、器物損壊、脱走、麻薬の不正所持、睡眠薬不正所持、接着剤の吸引、飲酒、喫煙、甘味品等の食品の不正入手、不正喫食、賭博行為、物品の不正製作、自傷、自殺、不正交談、不正連絡、同性愛その他の性的行為、わいせつ行為、担当抗弁、静穏阻害等である。

もともと、全作品中、「故三浦和義 拘置所セレブ生活」、「実録【有名人】獄中記 ロス疑惑 故三浦和義」、「掃夫が目撃！八王子医療刑務所の真実」、「現役極道が語る！ THE監獄グルメ」、「日本全国 旨い！刑務所飯」については、反則行為が掲載されていないか、仮に掲載されているとしても、極めて軽微な反則行為に過ぎない。

#### (2) 申立人の性向及び行状

申立人は、強盗殺人2件の罪を犯したことを理由に死刑が確定している者である。また、申立人は、朝夕の点検の際、担当刑務官が申立人の顔を見ずに通り過ぎてしまうこと、食事の配当の際飯の中に指を入れて配当されたこと、無料洗濯の件で貴所職員に邪険に扱われたこと、夜間に体調不良になった際に医務への連絡を頼むと、貴所職員に不親切な対応をされたこと、医務が直ちに診察に来てくれなかったこと等につき、何度か苦情の申出をしている。

しかし、申立人は、平成16年5月に貴所に入所して以来、これまで一切反則行為をしておらず、当然懲罰を受けたこともない。

#### (3) 刑事施設内の管理、保安の状況

申立人は、独居房に収容されている。申立人の房には窓があり、小さな網戸も付いている。しかし、窓を壊すことは困難であり、仮に窓を壊すことが出来ても、申立人は11階の房におり、窓から逃走することは極めて困難である。

また、仮に房の扉を出て逃走しようとしても、エレベーターを利用しないと逃走しえない。しかし、エレベーターは指紋認証しないと使えず、房の扉を出ての逃走も極めて困難である。

#### (4) 具体的検討

##### 1) 漫画という表現手段である点について

本件書籍は、第三者の体験をもとに刑務所での生活を描写したものであり、その中には反則行為の描写も存在する。しかも、本件書籍は、その表現手段が漫画であるが、漫画は活字と異なり、読み手に与えるインパクトが大きい点に特殊性があるため、本件書籍に含まれる反則行為の描写が被収容者に与える影響につき、貴所が不安を抱くことは理解出来ないわけではない。

しかし、漫画という表現手段の読み手に対する影響も、読み手によって異なり、本件書籍に含まれる反則行為の描写を閲覧したからといって、だれもがそれに触発されて反則行為をするようになるわけではない。

##### 2) 申立人の性向、行状についての評価

申立人は、強盗殺人2件の罪を犯したことを理由に死刑が確定している者である。この事実は、申立人の暴力的傾向を示すものと一応いうことができる。しかし、申立人は、平成16年5月に貴所に入所して以来反則行為を一切しておらず、当然、懲罰を受けたこともない。したがって、申立人には暴力的傾向が潜在しているとしても、それが長期に亘って表面化することはなかった。

また、上記(3(2))のとおり申立人は、苦情の申出を行っている。しかし、苦情の申出自体は当然の権利を行使しているに過ぎず、反則行為には当たらない。

##### 3) 申立人が反則行為を行う可能性について

###### ア 他の受刑者及び死刑囚に対する暴行等の可能性について

本件書籍の中で描写されている反則行為の中には、他の受刑者等に対する暴行、傷害、殺人が描写されている(93頁、140頁～141頁、173頁、197頁、199頁、200頁、204頁、210頁、215頁～216頁、249頁、276頁、329頁、383頁、402頁、468頁、495頁～496頁)。

しかし、申立人は死刑確定者であるため、独居房に収容されており、食事も独居房においてである。入浴も個室で独りである。また、運動についても、死刑確定者の場合、運動場は一人一人別々であり、他の受刑者等と一緒に運動をすることは通常はない。そもそも申立人は、運動をしていない。

このように、申立人は、他の受刑者あるいは死刑囚と接触する機

会に乏しいといえる。したがって、申立人が他の受刑者あるいは死囚に対して暴行、傷害、殺人をする可能性は、極めて低いと考えられる。

#### イ 刑務官に対する暴行等の可能性について

本件書籍の中には、刑務官に対する暴行、傷害、殺人が描写されている（殺人につき138頁、342頁、傷害につき321頁、393頁、519頁、暴行につき479頁）。

確かに申立人は、自己契約作業の材料の受け取り及び完成したパーツの袋を手渡す際に、房の扉を開けて刑務官と接触する機会があるし、入浴のために房から出る際にも刑務官と接触する機会があり、刑務官に対する暴行等が一応可能である。しかも、申立人は、強盗殺人2件の罪を犯したことを理由に死刑が確定している者である。したがって、この事実は、申立人の暴力的傾向を一応示すものといえる。

しかし、上記3（2）でも述べたとおり、申立人は、平成16年5月に貴所に入所して以来反則行為を一切しておらず、懲罰も受けたことがない。したがって、申立人には暴力的傾向が潜在しているとしても、それが長期に亘って表面化することはなかったといえる。よって、申立人に暴力的傾向があるからといって、申立人が漫画の中の上記刑務官に対する暴行、傷害、殺人の描写を閲覧しても、これに触発されて、漫画の中の状況設定とは異なる貴所において刑務官に暴行、傷害、殺人を働く相当の蓋然性があるとまでいえない。

#### ウ 器物損壊の可能性について

本件書籍の中には、器物損壊の描写として、お茶のポットの中に放尿する場面等（200頁）がある。

しかし、かかる器物損壊の描写があるからといって、それを閲覧した申立人が触発されて、直ちに器物損壊行為に及ぶとは考えられない。

#### エ 脱走の可能性について

本件書籍の中で描かれている脱走の方法は、病院の4階の窓ガラスを壊し、タオルケットを裂いてロープを作り、それを伝って地上に降りて逃走するというもの等（50頁～58頁、205頁、360頁～362頁、368頁～370頁）である。

死刑囚は死刑の執行を待つ身であり、死刑を回避するために、自暴自棄になって脱走を試みる可能性が無いわけではない。しかし、申立人が本件書籍で表現されている脱走手段を閲覧したからといって、それに触発されて直ちに脱走をする意思を生じるわけではない。また、仮に申立人が脱走する意思を生じたとしても、本件書籍に表

現されている脱走手段で脱走することは、貴所内の管理、保安の状況では、極めて困難である。

オ 麻薬不正所持、睡眠薬不正所持、接着剤の吸引の可能性について  
本件書籍では、刑務所内での麻薬の不正所持が描写されているが、麻薬を入手する方法として、海外の刑務所において刑務所外からボールの中に麻薬を仕込んで刑務所内に投げ込む方法等（103頁、104頁）が描かれている。

また、睡眠薬の不正所持の方法としては、渡された睡眠薬を溜めておいて所持する方法（204頁）が描かれている。

さらに、接着剤の吸引については、刑務所内での運動会の準備のために用意された接着剤を吸引するという描写がなされている（243頁）。

しかし、麻薬所持、接着剤の吸引については、貴所においては、麻薬、接着剤の入手は極めて困難である。また、睡眠薬についても、外部から持ち込むことは極めて困難である。さらに、貴所で処方された睡眠薬を飲まないで溜め込むことも、睡眠薬を処方した際その場で服用させるのが通常であり、困難である。

したがって、申立人が本件書籍を閲覧したからといって、その影響を受けて麻薬所持、睡眠薬不正所持、接着剤の吸引をする気になったとしても、実現は困難である。

カ 飲酒、喫煙、甘味品等の食品の不正入手の可能性について

酒、煙草及び甘味料等の食品の不正入手の方法について、本件書籍では、意を通じて出所した者が刑務所に紙を配送する業者のトラックの中に、酒、煙草、羊羹、ハムの入ったダンボール箱を忍び込ませ、刑務所に搬入させ、同じく意を通じた受刑者が当該酒、煙草、羊羹、ハムをダンボール箱から取り出し、首謀者に届けるという方法等（314頁～322頁、347頁、348頁、475頁～476頁、477頁）が描写されている。

ところで、貴所においては、被収容者が外部から酒、煙草及び甘味品等の食品を不正に持ち込むためには、外部の者と意を通じるだけでなく、貴所内部の者とも意を通じることが不可欠である。したがって、申立人が本件書籍を閲覧し、仮にその影響を受けて酒、煙草、甘味品等の食品を不正に入手する気になったとしても、外部からそれらを入手するには、貴所内部の者の協力がなければ困難である。

ところが、申立人は独居房で暮らしており、他の受刑者と接する機会は、食事の配当を受けるときなどに限られている。また、刑務官と意を通じて刑務官から入手するという方法も考えられるが、刑

務官から便宜を受けるということは通常あり得ないことである。したがって、貴所内部の者の協力を得ることは難しく、酒、煙草及び甘味品等の食品を不正に入手することは困難である。

加えて、申立人は死刑確定囚であり、受刑者ではない。したがって、甘味品等の食品については、受刑者よりも緩やかな制限のもと自費で購入することも可能である(被収容者処遇法第41条第2項)。よって、甘味品等の食品については、そもそも不正入手の必要性に乏しいというべきである。

#### キ 不正喫食等の可能性について

本件書籍には、おかず譲渡の場面(100頁、139頁)、おかず奪取の場面(225頁～226頁)、おかず交換の場面(448頁)、残飯隠匿の場面(310頁)、残飯廃棄の場面(126頁～127頁)、時間外の飲食の場面(222頁)が描写されている。

さらに、炊場の作業をする雑役係が、その立場を利用して食材等を不正に喫食する場面(154頁～168頁、264頁、267頁～268頁)がある。

おかずの譲渡、奪取、交換については、申立人は独居房に在監しており、不可能である。また、炊場での不正喫食については、死刑囚である申立人の場合作業義務がないので、炊場の作業をするのではない。

もっとも、食事として出された食べ物を残した上で隠匿し、所定の時間外にそれを食べたり、自弁或いは差し入れられた菓子等を所定の時間外に食べることも可能であり、これらの行為は反則行為となりうる。

しかし、申立人の供述によれば、貴所の配食は量が多くなく、配食を残したことがないし、これまで自弁の菓子等を所定の時間外に食べたこともない。このことは、申立人が貴所において、反則行為を起こしたことがなく、懲罰を受けたことがない事実からも強く推認することができる。したがって、不正喫食の可能性は低いというべきである。

#### ク 賭博行為の可能性について

本件書籍においては、賭博行為の場面として、運動でソフトボールをする際にゲームの勝敗につき賭をする場面(177頁、214頁)、刑務作業での作業の早い遅いにつき賭をする場面(349頁)、手製の花札やサイコロを用いて賭をする場面(349頁)が描写されている。

ところで、賭博罪は必要的共犯である。ところが申立人は、死刑確定者であるため独居房に収容されており、運動をする場合も、通

常は単独で行うことになる。したがって、他の受刑者と運動を一緒にし、その勝敗につき賭をすることは困難である。そもそも申立人は運動をしていない。

また、申立人は独居房に収容されているのであるから、雑居房の受刑者のように同房の者と賭をすることもできない。

さらに、申立人は独居房の中で自己契約作業をしているだけであるから、作業の早さにつき他の受刑者と賭をすることもできない。

したがって、申立人が仮に本件書籍に触発されて賭博をする気になったとしても、実際に賭博をすることは困難である。

#### ケ 物品の不正製作

本件書籍において、不正製作された物品として、受刑者が指詰めをするための「指詰め機」が描かれている（215頁）。

しかし、申立人は自己契約作業として、独居房において袋を製作しているに過ぎない。したがって、申立人が物品を不正に製作することは困難である。

#### コ 自傷、自殺の可能性について

本件書籍においては、自傷行為として、刑務所内での賭で負けたヤクザが指詰めで詫びをいれる場面等（215頁、273頁、478頁～480頁）が描写されている。

また、自殺行為として、同性愛行為を強要されることに耐えかねて受刑者が自殺する場面（134頁）、その他受刑者が自殺する場面（142頁、529頁）がある。

自傷、自殺については、死刑囚は死刑の執行を待つ身であり、死刑の執行の精神的苦痛に耐えかねて、自暴自棄になって自傷行為、自殺に及ぶ可能性が無くはない。しかし、申立人が本件書籍の自傷、自殺の場面の描写を閲覧したからといって、それに触発されて直ちに自傷または自殺の意思を生じ、それを実行する事情はうかがえない。

#### サ 不正巷談、不正連絡の可能性について

本件書籍においては、不正巷談、不正連絡の場面として、ヤクザの受刑者の引き回し（紹介）の場面等（177頁～178頁、197頁、267頁、314頁、315頁、379頁～380頁、381頁～383頁、400頁、409頁、457頁）がある。

しかし、申立人は独居房に在監しており、自己契約作業も独居房の中で行っている。したがって、申立人が不正巷談あるいは不正連絡をすることが可能になるのは、雑役係による配食等の場合に限られることになる。しかし、その場合も刑務官による立ち会いがあるのが通常であり、申立人が不正巷談あるいは不正連絡をすることは

困難である。

シ 同性愛その他の性的行為の可能性について

まず、本件書籍には、男性の受刑者が女性の面会者と性交等の性的行為をするのを描写した場面（104頁～106頁、289頁）、女性同士の同性愛を描写した場面（43頁～44頁、449頁、456頁～460頁）、男性同士の同性愛を描写した場面（107頁、134頁～135頁）がある。

しかし、貴所においては、申立人は面会者と、刑務官立ち会いのもと、透明のボード越しに面会できるのみである。したがって、申立人が面会者と性交等の性的行為をすることは不可能である。

同様に、同性愛行為は、申立人が独居房に在監しているため、やはり困難である。

ス わいせつ行為等の可能性について

故意に陰部を露出するなど他人にわいせつな又は嫌悪の情を起させるような行為として、本件書籍には、故意に陰部を露出する場面（213頁、274頁、459頁）、自慰行為の場面（213頁、232頁～236頁、263頁、412頁、449頁～450頁、460頁、525頁）がある。

当該反則行為は、故意に陰部を露出するなどの行為によって、他人に性的興奮又は性的嫌悪の情を起させないことを目的とするものである。とするならば、当該反則行為につき他人の目に触れることを前提としている。

ところが、申立人は独居房に在監しており、他人に性的興奮又は性的嫌悪の情を起させるような行為をすることは通常は困難である。

セ 担当抗弁の可能性について

本件書籍においては、担当抗弁の場面として、「ふざけるな！！」と言って房のドアを蹴る場面等（27頁、183頁、407頁）がある。

担当抗弁については、申立人は従前苦情の申出をしているが、本件書籍を閲覧したからといって、担当抗弁の描写に触発されて申立人が担当抗弁を行うとは限らない。現実にも、申立人は貴所において、反則行為を起こしたことがなく、懲罰を受けたことがない事実からも、申立人が担当抗弁を行う可能性が低いことが強く推認される。

ソ 静穏阻害の可能性について

本件書籍には、静穏阻害の場面として、死刑囚が房の中から通路に向かって死刑廃止をアジる場面（18頁～21頁）がある。

申立人は死刑囚であり、死刑執行を待つ身である。したがって、本件書籍に触発されて、死刑の執行を回避するために、死刑廃止を大声で主張する等の静穏阻害をすることはあり得る。

しかし、申立人は、貴所において、反則行為をしたことがなく、懲罰を受けたこともない。したがって、申立人が本件書籍を閲覧したからといって、それに触発されて静穏阻害をするということは考え難い。

タ 以上より、申立人が本件書籍を閲覧したとしても、本件書籍に描写されている反則行為の手法に触発されて、申立人が反則行為を行うことは考え難い。

#### 4) 反則行為の制圧可能性について

さらに申立人は独居房に在監しており、仮に申立人が本件書籍の内容に触発されて反則行為に及んだとしても、直ちに制圧しうる状況にあるというべきである。

#### 5) 結論

以上より、申立人の性向、行状、刑事施設内の管理、保安の状況、当該書籍の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲覧を許すことにより貴所の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められないというべきである。

### 4 権利侵害性

上記3で検討したとおり、申立人に対して本件書籍を閲覧することを許すことによって貴所の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があるとは認められない。

よって、貴所による本件書籍の閲覧禁止の措置は、憲法で保障された申立人の書籍を閲覧する自由を侵害するものである。

### 第三 結語

よって第一記載のとおり勧告をする次第である。

なお、本件人権救済申立の調査に当たって、貴所側の主張にも耳を傾け客観的で公平な判断をするために、貴所に対する照会を行った。

しかし、貴所からの平成24年1月10日付回答書には、本件書籍の閲覧を不許可とした理由として、被収容者処遇法第70条第1項1号に該当することを指摘するのみで、その判断に当たって上記最高裁判決（最高裁昭和58年6月22日判決）の基準に則っているのか、則っているとして、本件事案では当該最高裁判決の挙げる判断要素に当てはまるどのような具体的事情があるかについては言及がみられなかった。本件事案に留まらず、当会からの照会に対して回答をするに当たり、貴所は抽象論だけで片づけようとする姿勢が従来からみられる。貴所のこのような姿勢は、被収容者

の処遇につき、当会と貴所との間で建設的な対話を促進する上で妨げとなるものであり、改めるよう求めるものである。

貴所からの回答書には言及がないものの、本件事案の背景には、貴所において自弁書籍等の数が膨大であり、これら書籍の審査が貴所職員にとって過剰な負担になっていることが伺える。そのため、上記最高裁判決（最高裁昭和58年6月22日判決）の基準に則った運用が事実上出来なくなっているのではないかという疑念がある。

しかし、被収容者処遇法第69条において、被収容者に対して、原則として自弁の書籍等の閲覧の自由を保障していること、死刑確定囚にとって、自弁書籍の閲覧の制限は、当該書籍の閲覧の機会を永遠に奪うという、憲法で保障された書籍の閲覧の自由に対して重大な効果を及ぼすものであることを考慮すると、あくまでも上記最高裁判決、最終的には日本国憲法に則った厳格な運用がなされるべきであるし、もし仮に貴所職員の過剰な負担がその妨げになっているのであるならば、行刑予算のいっそうの拡大を望むものである。

以 上